

(2)一酸化炭素

市町	測定局	道路	8時間平均値が20ppmを超えた回数					日平均値が10ppmを超えた日数					年平均値								
			平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度				
			回数	回数	回数	回数	回数	日数	日数	日数	日数	日数	ppm	ppm	ppm	ppm	ppm				
尼崎市	国設尼崎自排	国道43号	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	1.2	1.2	1.1				
	武庫川	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.8	0.8	0.7	0.8	0.7					
	砂田こども広場	県道米谷昆陽尼崎線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.1	1.0	1.0	0.8	0.7					
西宮市	六湛寺	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.8	0.7	0.7	0.7	0.6					
	津門川	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.8	0.8	0.8	0.8	0.6					
	河原	国道171号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5					
	甲子園	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.6	0.7	0.7	0.6					
	塩瀬	国道176号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.4	1.1	0.6	0.6	0.5					
芦屋市	打出	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7					
伊丹市	緑ヶ丘	国道171号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.4	1.3	1.3	1.2	1.1					
宝塚市	栄町	国道176号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.0	0.9	0.8	0.8	0.8					
川西市	加茂	県道尼崎池田線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.8	0.7	0.7	0.7	0.6					
神戸市	東部	国道43号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5					
	西部	阪神高速道路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4					
	垂水	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.8	0.7	0.9	0.8	0.7					
	西神	国道175号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7					
	北部	県道小部明石線	0	-	-	-	-	0	-	-	-	0.5	-	-	-	-					
	北神	中国自動車道	-	-	-	(0)	0	-	-	-	(0)	0	-	-	-	(0.4)	0.4				
明石市	三宮	県道神戸明石線	-	-	-	-	-	-	-	-	-	*	2.0	*	1.5	*	1.4	*	1.4	*	1.3
	林崎	県道明石高砂線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.5	0.6	0.5	0.5					
	小久保	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.8	1.0	0.8	0.6	0.6					
加古川市	平岡	国道2号(加古川*バス)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.4	0.4	0.4	0.5					
高砂市	中島	国道250号(明姫幹線)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6					
小野市	上本町	県道加古川小野線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7					
姫路市	船場	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.8	0.6	0.6	0.6					
	飾磨	県道姫路港線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.7	0.7	0.6	0.5	0.5					
相生市	池之内	国道2号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4					
豊岡市	小尾崎	国道312号	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5					
全測定局単純平均値												0.8	0.7	0.7	0.7	0.6					
												[25局]	[24局]	[25局]	[25局]	[26局]					
継続測定局単純平均値												0.8	0.7	0.7	0.7	0.6					
												[19局]	[18局]	[18局]	[18局]	[18局]					

- (参考) 1 長期的評価における環境基準の達成とは、「1年間全ての測定日数の1日の平均値を対象に評価し、日平均値の高い方から2%分を除外した後の最高値(2%除外値)が10ppm以下であり、かつ、日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。
 短期的評価における環境基準の達成とは、「全ての測定値を対象に評価し、8時間平均値が20ppm以下、かつ、日平均値が10ppm以下であること。」をいう。
- 2 この表において、「8時間平均値が20ppmを超えた回数」の欄、または、「日平均値が10ppmを超えた日数」の欄が1以上の数値である地点は、短期的評価で環境基準が未達成であることを示す。
- 3 神戸市三宮局の*印は、車道上で測定(車道局)しているため、環境基準を適用しない。
- 4 「-」印は、測定局未設置等のため、データがないことを示す。
- 5 ()は、有効測定時間数(6000時間/年)に達していない局の値を示す。
- 6 全測定局、継続測定局単純平均値は、[]内の局数の年平均値の単純平均で、有効測定時間数(6000時間/年)に達していない年平均値を除いて算定した。
- 7 []は、昭和53年からの継続測定局を示す。